

熊本県公報

第 1 1 4 0 3 号
平成 18 年 5 月 10 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○公有水面埋立てに伴う縦覧	(河川課) 1
○生活保護法による医療機関等の指定	(社会福祉課) 5
○生活保護法による医療機関等の廃止	(") 6
○生活保護法による医療機関等の休止	(") 6
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 7
○熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領	(監理課) 7
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 7
○ " " " " " "	(") 8
○ " " " " " "	(") 8
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 9
○土地改良役員の就任	(") 9
○建設業法第 28 条第 3 項に基づく監督処分	(監理課) 9
○ " " " " " "	(") 9
○ " " " " " "	(") 10
○ " " " " " "	(") 10
○ " " " " " "	(") 11
○換地計画の決定及び公告・縦覧	(農村整備課) 11
○ " " " " " "	(") 11
○公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設に関する基本構想策定業務委託にかかる一般競争入札の実施	(廃棄物対策課) 11
○開発行為に関する工事の検査済証交付及び工事完了	(建築課) 14
登 載 依 頼	
○第 1 回熊本県環境影響評価審査会の会議の開催	(環境影響評価審査会) 14
○熊本県国民保護協議会の開催	(危機管理・防災消防総室) 14
○熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議の開催	(") 15

告 示

熊本県告示第 513 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項の規定により、埋立免許の出願があったので、同法第 3 条第 1 項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から 3 週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 出願者の住所及び氏名

(1) 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
道路管理者 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子

(2) 上天草市大矢野町上 1514 番地
上天草市長 何川一幸

2 埋立区域

(1) 位置

(一工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(二工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359

の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面
(三工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守3384、3383、3380、3379の2及び3379の1、字石崎3359の3、3359の1、3362、3357の1、3357の2及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域
(一工区)

次の各地点のうち、㉔の地点から39度27分56秒500.00メートル地点を円心とする半径500.00メートルの円周で㉔の地点と㉑の地点とを結ぶ南側の円弧、㉑の地点から㉒の地点までを順次に結んだ線、㉒の地点と㉓の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(DL+3.70メートル)における公有水面と陸地との境界線、㉓の地点から㉔の地点までを順次に結んだ線、㉔の地点から103度02分56秒395.50メートル地点を円心とする半径395.50メートルの円周で㉔の地点と㉕の地点とを結ぶ西側の円弧、㉕の地点から㉖の地点までを順次に結んだ線及び㉖の地点と㉗の地点を結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点	基点から227度10分00秒	1,339.17	メートルの地点
㉑の地点	㉔の地点から123度57分44秒	95.89	メートルの地点
㉒の地点	㉑の地点から201度38分13秒	180.73	メートルの地点
㉓の地点	㉒の地点から111度38分13秒	1.70	メートルの地点
㉔の地点	㉓の地点から201度38分13秒	3.12	メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から286度20分33秒	3.12	メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から16度20分33秒	1.70	メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から286度20分33秒	58.58	メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から196度20分33秒	1.70	メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から286度20分33秒	1.85	メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から349度50分36秒	13.44	メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から7度33分57秒	25.43	メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から7度35分38秒	9.52	メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から7度45分52秒	9.52	メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から8度06分15秒	9.52	メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から8度36分49秒	9.52	メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から9度17分59秒	9.52	メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から10度09分27秒	9.52	メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から11度11分11秒	9.52	メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から12度20分01秒	9.29	メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から17度25分46秒	60.42	メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から22度17分26秒	9.74	メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から23度40分24秒	9.52	メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から24度42分06秒	9.52	メートルの地点
㊹の地点	㊸の地点から25度33分36秒	9.52	メートルの地点

(二工区)

次の各地点のうち、㉔の地点から48度52分56秒500.00メートル地点を円心とする半径500.00メートルの円周で㉔の地点と㉕の地点とを結ぶ南側の円弧、㉕の地点から㉖の地点までを順次に結んだ線、㉖の地点から111度48分38秒395.50メートル地点を円心とする半径395.50メートルの円周で㉖の地点と㉗の地点とを結ぶ西側の円弧、㉗の地点から㉘の地点までを順次に結んだ線、㉘の地点と㉙の地点を結ぶ平成17年の秋分の満潮位(DL+3.70メートル)における公有水面と陸地との境界線、㉙の地点から㉚の地点までを順次に結んだ線、㉚の地点から103度02分56秒407.50メートル地点を円心とする半径407.50メートルの円周で㉚の地点と㉛の地点とを結ぶ西側の円弧及び㉛の地点から㉜の地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

㉔の地点	基点から227度41分28秒	1,340.73	メートルの地点
㉕の地点	㉔の地点から130度10分28秒	12.36	メートルの地点
㉖の地点	㉕の地点から206度14分45秒	1.44	メートルの地点
㉗の地点	㉖の地点から205度33分36秒	9.52	メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から204度42分06秒	9.52	メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から203度40分24秒	9.52	メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から202度17分26秒	9.74	メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から197度25分46秒	60.42	メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から192度20分01秒	9.29	メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から191度11分11秒	9.52	メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から190度09分27秒	9.52	メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から189度17分59秒	9.52	メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から188度36分49秒	9.52	メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から188度06分15秒	9.52	メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から187度45分52秒	9.52	メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から187度35分38秒	9.52	メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から187度33分57秒	25.43	メートルの地点

㉗の地点	㉑の地点から 321 度 54 分 55 秒	16.78	メートルの地点
㉘の地点	㉗の地点から 7 度 33 分 58 秒	13.70	メートルの地点
㉙の地点	㉘の地点から 7 度 35 分 40 秒	9.66	メートルの地点
㉚の地点	㉙の地点から 7 度 46 分 08 秒	9.66	メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 8 度 06 分 58 秒	9.66	メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 8 度 37 分 57 秒	9.66	メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 9 度 19 分 08 秒	9.66	メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 10 度 10 分 57 秒	9.66	メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から 11 度 12 分 25 秒	9.66	メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から 12 度 20 分 35 秒	9.43	メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から 17 度 25 分 46 秒	62.26	メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から 22 度 17 分 05 秒	9.88	メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から 23 度 39 分 09 秒	9.66	メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から 24 度 40 分 36 秒	9.66	メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から 25 度 32 分 27 秒	9.66	メートルの地点

(三工区)

次の各地点のうち、①の地点から 41 度 43 分 51 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周で①の地点と㉔の地点とを結ぶ南側の円弧、㉔の地点から㉗の地点までを順次に結んだ線、㉗の地点から 111 度 48 分 38 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周で㉗の地点と㉚の地点とを結ぶ西側の円弧、㉚の地点から㉗の地点までを順次に結んだ線及び㉗の地点と①の地点を結ぶ平成 17 年の秋分の満潮位 (DL + 3.70 メートル) における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点	基点から 228 度 00 分 20 秒	1,341.57	メートルの地点
㉔の地点	①の地点から 131 度 24 分 32 秒	7.41	メートルの地点
㉗の地点	㉔の地点から 206 度 13 分 38 秒	4.77	メートルの地点
㉚の地点	㉗の地点から 205 度 32 分 27 秒	9.66	メートルの地点
㉛の地点	㉚の地点から 204 度 40 分 36 秒	9.66	メートルの地点
㉜の地点	㉛の地点から 203 度 39 分 09 秒	9.66	メートルの地点
㉝の地点	㉜の地点から 202 度 17 分 05 秒	9.88	メートルの地点
㉞の地点	㉝の地点から 197 度 25 分 46 秒	62.26	メートルの地点
㉟の地点	㉞の地点から 192 度 20 分 35 秒	9.43	メートルの地点
㊱の地点	㉟の地点から 191 度 12 分 25 秒	9.66	メートルの地点
㊲の地点	㊱の地点から 190 度 10 分 57 秒	9.66	メートルの地点
㊳の地点	㊲の地点から 189 度 19 分 08 秒	9.66	メートルの地点
㊴の地点	㊳の地点から 188 度 37 分 57 秒	9.66	メートルの地点
㊵の地点	㊴の地点から 188 度 06 分 58 秒	9.66	メートルの地点
㊶の地点	㊵の地点から 187 度 46 分 08 秒	9.66	メートルの地点
㊷の地点	㊶の地点から 187 度 35 分 40 秒	9.66	メートルの地点
㊸の地点	㊷の地点から 187 度 33 分 58 秒	13.70	メートルの地点

(3) 面積

(一工区)	16,745.34 平方メートル
(二工区)	2,383.61 平方メートル
(三工区)	3,477.37 平方メートル
(合計)	22,606.32 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

(一工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及び 3332 の 3、字西成川内 3055 の 35、3055 の 33 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路地先公有水面

(二工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(三工区)

上天草市姫戸町姫浦字日守 3384、3383、3380、3379 の 2 及び 3379 の 1、字石崎 3359 の 3、3359 の 1、3362、3357 の 1、3357 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路地先公有水面

(2) 区域

(一工区)

次の各地点のうち、ハの地点から 39 度 27 分 56 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周でハの地点とイの地点とを結ぶ南側の円弧、イの地点からオの地点までを結んだ線、オ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、トの地点を順次に結んだ線、トの地点から 103 度 02 分 56 秒 395.50 メートル地点を円心とする半径 395.50 メートルの円周でトの地点とナの地点とを結ぶ西側の円弧、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノの地点を順次に結んだ線及びノの地点とハの地点を結ぶ線により囲まれた区域

ハの地点	基点から 227 度 10 分 00 秒	1,339.17	メートルの地点
------	----------------------	----------	---------

イの地点	ハの地点から	118 度 16 分 16 秒	194.15	メートルの地点
ウの地点	イの地点から	201 度 38 分 13 秒	220.72	メートルの地点
エの地点	ウの地点から	286 度 20 分 33 秒	156.03	メートルの地点
オの地点	エの地点から	9 度 48 分 19 秒	56.03	メートルの地点
シの地点	オの地点から	7 度 33 分 57 秒	29.50	メートルの地点
スの地点	シの地点から	7 度 35 分 38 秒	9.52	メートルの地点
セの地点	スの地点から	7 度 45 分 52 秒	9.52	メートルの地点
ソの地点	セの地点から	8 度 06 分 15 秒	9.52	メートルの地点
タの地点	ソの地点から	8 度 36 分 49 秒	9.52	メートルの地点
チの地点	タの地点から	9 度 17 分 59 秒	9.52	メートルの地点
ツの地点	チの地点から	10 度 09 分 27 秒	9.52	メートルの地点
テの地点	ツの地点から	11 度 11 分 11 秒	9.52	メートルの地点
トの地点	テの地点から	12 度 20 分 01 秒	9.29	メートルの地点
ナの地点	トの地点から	17 度 25 分 46 秒	60.42	メートルの地点
ニの地点	ナの地点から	22 度 17 分 26 秒	9.74	メートルの地点
ヌの地点	ニの地点から	23 度 40 分 24 秒	9.52	メートルの地点
ネの地点	ヌの地点から	24 度 42 分 06 秒	9.52	メートルの地点
ノの地点	ネの地点から	25 度 33 分 36 秒	9.52	メートルの地点

(二工区)

次の各地点のうち、ルの地点から 48 度 52 分 56 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周でルの地点とハの地点とを結ぶ南側の円弧、ハ、ノ、ネ、ヌ、ニ、ナの地点を順次結んだ線、ナの地点から 111 度 48 分 38 秒 395.50 メートル地点を円心とする半径 395.50 メートルの円周でナの地点とトの地点とを結ぶ西側の円弧、ト、テ、ツ、チ、タ、ソ、セ、ス、シ、オ、カ、ヒの地点を順次に結んだ線、ヒの地点からモの地点までを順次に結んだ線、モの地点から 103 度 02 分 56 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周でモの地点とヤの地点とを結ぶ西側の円弧及びヤの地点からルの地点までを順次に結んだ線により囲まれた区域

ルの地点	基点から	227 度 41 分 28 秒	1.340.73	メートルの地点
ハの地点	ルの地点から	130 度 10 分 28 秒	12.36	メートルの地点
ノの地点	ハの地点から	206 度 14 分 45 秒	1.44	メートルの地点
ネの地点	ノの地点から	205 度 33 分 36 秒	9.52	メートルの地点
ヌの地点	ネの地点から	204 度 42 分 06 秒	9.52	メートルの地点
ニの地点	ヌの地点から	203 度 40 分 24 秒	9.52	メートルの地点
ナの地点	ニの地点から	202 度 17 分 26 秒	9.74	メートルの地点
トの地点	ナの地点から	197 度 25 分 46 秒	60.42	メートルの地点
テの地点	トの地点から	192 度 20 分 01 秒	9.29	メートルの地点
ツの地点	テの地点から	191 度 11 分 11 秒	9.52	メートルの地点
チの地点	ツの地点から	190 度 09 分 27 秒	9.52	メートルの地点
タの地点	チの地点から	189 度 17 分 59 秒	9.52	メートルの地点
ソの地点	タの地点から	188 度 36 分 49 秒	9.52	メートルの地点
セの地点	ソの地点から	188 度 06 分 15 秒	9.52	メートルの地点
スの地点	セの地点から	187 度 45 分 52 秒	9.52	メートルの地点
シの地点	スの地点から	187 度 35 分 38 秒	9.52	メートルの地点
オの地点	シの地点から	187 度 33 分 57 秒	29.50	メートルの地点
カの地点	オの地点から	323 度 54 分 40 秒	17.38	メートルの地点
ヒの地点	カの地点から	7 度 33 分 58 秒	16.93	メートルの地点
フの地点	ヒの地点から	7 度 35 分 40 秒	9.66	メートルの地点
への地点	フの地点から	7 度 46 分 08 秒	9.66	メートルの地点
ホの地点	への地点から	8 度 06 分 58 秒	9.66	メートルの地点
マの地点	ホの地点から	8 度 37 分 57 秒	9.66	メートルの地点
ミの地点	マの地点から	9 度 19 分 08 秒	9.66	メートルの地点
ムの地点	ミの地点から	10 度 10 分 57 秒	9.66	メートルの地点
メの地点	ムの地点から	11 度 12 分 25 秒	9.66	メートルの地点
モの地点	メの地点から	12 度 20 分 35 秒	9.43	メートルの地点
ヤの地点	モの地点から	17 度 25 分 46 秒	62.26	メートルの地点
ユの地点	ヤの地点から	22 度 17 分 05 秒	9.88	メートルの地点
ヨの地点	ユの地点から	23 度 39 分 09 秒	9.66	メートルの地点
ラの地点	ヨの地点から	24 度 40 分 36 秒	9.66	メートルの地点
リの地点	ラの地点から	25 度 32 分 27 秒	9.66	メートルの地点

(三工区)

次の各地点のうち、アの地点から 41 度 56 分 07 秒 500.00 メートル地点を円心とする半径 500.00 メートルの円周でアの地点とルの地点とを結ぶ南側の円弧、ル、リ、ラ、ヨ、ユ、ヤの地点を順次結んだ線、ヤの地点から 111 度 48 分 38 秒 407.50 メートル地点を円心とする半径 407.50 メートルの円周でヤの地点とモの地点とを結ぶ西側の円弧、モ、メ、ム、ミ、マ、ホ、へ、フ、ヒ、カの地点を順次に結んだ線、カの地点からサの地点までを順次に結んだ線及びサの地点とアの地点を結んだ線により囲まれた区域

アの地点	基点から	228 度 04 分 53 秒	1.341.76	メートルの地点
ルの地点	アの地点から	131 度 24 分 32 秒	9.19	メートルの地点

リの地点	ルの地点から	206 度 13 分 38 秒	4.77	メートルの地点
ラの地点	リの地点から	205 度 32 分 27 秒	9.66	メートルの地点
ヨの地点	ラの地点から	204 度 40 分 36 秒	9.66	メートルの地点
ユの地点	ヨの地点から	203 度 39 分 09 秒	9.66	メートルの地点
ヤの地点	ユの地点から	202 度 17 分 05 秒	9.88	メートルの地点
モの地点	ヤの地点から	197 度 25 分 46 秒	62.26	メートルの地点
ム	モの地点から	192 度 20 分 35 秒	9.43	メートルの地点
ミ	ムの地点から	191 度 12 分 25 秒	9.66	メートルの地点
マ	ミの地点から	190 度 10 分 57 秒	9.66	メートルの地点
ホ	マの地点から	189 度 19 分 08 秒	9.66	メートルの地点
ヘ	ホの地点から	188 度 37 分 57 秒	9.66	メートルの地点
フ	ヘの地点から	188 度 06 分 58 秒	9.66	メートルの地点
ヒ	フの地点から	187 度 46 分 08 秒	9.66	メートルの地点
カ	ヒの地点から	187 度 35 分 40 秒	9.66	メートルの地点
キ	カの地点から	187 度 33 分 58 秒	16.93	メートルの地点
ク	キの地点から	323 度 54 分 40 秒	21.30	メートルの地点
ケ	クの地点から	348 度 08 分 15 秒	30.81	メートルの地点
コ	ケの地点から	6 度 09 分 41 秒	25.49	メートルの地点
サ	コの地点から	15 度 25 分 17 秒	48.21	メートルの地点
		27 度 26 分 19 秒	48.73	メートルの地点

(3) 面積

- (一工区) 42,029.69 平方メートル
- (二工区) 2,431.38 平方メートル
- (三工区) 3,972.37 平方メートル
- (合計) 48,433.44 平方メートル

4 埋立地の用途

道路用地、住宅用地、公共施設用地、多目的用地及び護岸用地

5 出願年月日

平成 18 年 3 月 8 日

6 関係図書の縦覧場所

熊本県土木部河川課、天草地域振興局土木部維持管理課及び工務一課、並びに上天草市建設部建設課

熊本県告示第 514 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療機関等を次のように指定した。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6290006	国民健康保険和水町立病院	和水町	玉名郡和水町江田 4040	平成 18 年 3 月 1 日
6060104	天草市立牛深市民病院	天草市	天草市牛深町 3050	平成 18 年 3 月 27 日
6060105	国民健康保険天草市立新和病院	天草市	天草市新和町小宮地 763-3	平成 18 年 3 月 27 日
6060106	天草市立栖本病院	天草市	天草市栖本町馬場 2560-14	平成 18 年 3 月 27 日
6060107	国民健康保険天草市立河浦病院	天草市	天草市河浦町白木河内 223 番地 11	平成 18 年 3 月 27 日
6030114	山村皮膚科医院	山村 文衛	荒尾市大島字角田 133-5	平成 18 年 1 月 30 日
6710031	中医クリニック	社会福祉法人志友会	芦北郡芦北町芦北 2331-2	平成 18 年 3 月 22 日
6060108	国民健康保険天草市立御所浦診療所	天草市	天草市御所浦町御所浦 2891-3	平成 18 年 3 月 27 日
6060109	国民健康保険天草市立御所浦北診療所	天草市	天草市御所浦町横浦 750-13	平成 18 年 3 月 27 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6724006	おれんじ歯科クリニック	宇野 哲也	芦北郡津奈木町岩城 2320	平成 18 年 3 月 1 日
6064031	天草市立御所浦 歯科診療所	天草市	天草市御所浦町御所浦 4377-6	平成 18 年 3 月 27 日

〔薬局〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
0000987	市立病院前薬局	株式会社ミュキ メディカル	山鹿市山鹿 494-7	平成 18 年 3 月 1 日

熊本県告示第 515 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から廃止の届出があった。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6290003	国民健康保険菊 水町立病院	菊水町	玉名郡菊水町江田 4040	平成 18 年 3 月 1 日
6080036	牛深市民病院	牛深市	牛深市牛深町 3050	平成 18 年 3 月 27 日
6950006	国民健康保険新 和町立病院	新和町	天草郡新和町小宮地 763-3	平成 18 年 3 月 27 日
6940004	栖本町立病院	栖本町	天草郡栖本町大字馬場 2560 - 14	平成 18 年 3 月 27 日
6990010	国民健康保険河 浦町立病院	河浦町	天草郡河浦町大字白木河内 223 の 11	平成 18 年 3 月 27 日
6030077	山村皮膚科医院	山村 文衛	荒尾市大正町 1-2-3	平成 18 年 1 月 30 日
6060039	原田内科医院	原田 研二	本渡市栄町 15-20	平成 18 年 2 月 1 日
6920001	御所浦町国民健 康保険診療所	御所浦町	天草郡御所浦町大字下脇 2891 -3	平成 18 年 3 月 27 日
6920003	御所浦町国民健 康保険北診療所	御所浦町	天草郡御所浦町与一浦無番地	平成 18 年 3 月 27 日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
6924001	御所浦町立御所 浦歯科診療所	御所浦町	天草郡御所浦町大字古屋敷無 番地	平成 18 年 3 月 27 日

熊本県告示第 516 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、次の医療機関から休止の届出があった。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔医科〕

医療機関名称	開設者	医療機関所在地	休止年月日
兒玉医院	兒玉 泰治	球磨郡湯前町上洗口 1122	平成 18 年 2 月 21 日

熊本県告示第517号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成18年5月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字久米字新兵工山1512、奥野字防の谷7の1、大字奥野字防ノ谷7の3、字薬師出1278の1、字城山1365の1、字尾丸1540の15、字妙見野1652の1、字大見1654の1、字谷川内1658の1、1658の3
 - 2 指定の目的 公衆の保健
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第518号

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成18年4月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の一部を改正する要領
熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年3月19日熊本県告示第243号）の一部を次のように改正する。

- 第4条第2項中「1箇月」を「1か月」に改める。
 - 第5条第1項第2号中「1箇月」を「1か月」に改める。
 - 第5条第1項第3号中「、公社及び公団」を「及び公社等」に改め、「1箇月」を「1か月」に改める。
 - 第11条中「農政部長」を「農林水産部長」に改め、「、林務水産部長」を削り、「土木部次長」の次に「、農林水産部次長」を加え、「、農政課長、林政課長及び漁政課長」を「及び農林水産政策課長」に改める。
 - 第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。
（持回り審議）
 - 第14条 会長は、委員会の審議に付すべき事案につき、委員会を招集するいとまがないと認めるときは、持回り審議をもって委員会の審議に代えることができる。
 - 2 前項の場合において、審議案は、会長及び委員の過半数の同意を得たとき、議決があったものとみなす。
- 別表第1の期間の欄中「1箇月」を「1か月」に、「2箇月」を「2か月」に、「3箇月」を「3か月」に、「4箇月」を「4か月」に、「6箇月」を「6か月」に改める。
- 別表第2第2号中「、公社及び公団」を「及び公社」に改める。
- 別表第2期間の欄中「1箇月」を「1か月」に、「2箇月」を「2か月」に、「3箇月」を「3か月」に、「4箇月」を「4か月」に、「6箇月」を「6か月」に、「9箇月」を「9か月」に、「12箇月」を「12か月」に改める。

附 則

この要領は、告示の日から施行する。

公 告**熊本県公告第359号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成18年5月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
「ゆめタウンはません店」
熊本市田井島一丁目2-1
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計
変更前 37,155 平方メートル
変更後 38,913 平方メートル

- (2) 駐輪場の位置の変更
店舗裏面から店舗南側へ一部移設
- 3 変更する年月日
平成 18 年 12 月 13 日
- 4 変更する理由
消費者の多様なニーズに対応するため、飲食等及び物販施設を増設するもの。
- 5 届出年月日
平成 18 年 4 月 12 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 5 月 10 日から平成 18 年 9 月 10 日まで

熊本県公告第 360 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）附則第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 4 項及び同法第 6 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
東町ショッピングプラザマークス
熊本市東町四丁目 4 番 3
- 2 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
変更前 閉店時刻 午後 9 時
変更後 閉店時刻 午後 11 時
- 3 変更する年月日
平成 18 年 4 月 20 日
- 4 届出年月日
平成 18 年 4 月 13 日
- 5 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課
平成 18 年 5 月 10 日から平成 18 年 9 月 10 日まで

熊本県公告第 361 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) グリーンスマイル一番館
熊本県荒尾市下井手字藤牧 1616 番地 67 号ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者
株式会社スカイワード 代表取締役 安達 賢
熊本県荒尾市大正町一丁目 1 番 17 号
- (2) 小売業を行う者
株式会社アレス 代表取締役 蒲原 晴生
熊本県熊本市楠七丁目 8 番 10 号
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 18 年 12 月 11 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,933 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数
460 台
(2) 駐輪場の収容台数
160 台
(3) 荷さばき施設の面積
224 平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量
66 立法メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
3 か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24 時間
- 7 届出年月日
平成 18 年 4 月 10 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 18 年 5 月 10 日から平成 18 年 9 月 10 日まで

熊本県公告第 362 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	棚底	平成 17 年 9 月 7 日	平成 18 年 3 月 7 日	熊本県

熊本県公告第 363 号

上益城郡甲佐町糸田堰土地改良区の役員が次のとおり就任した旨届出があった。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
就任 理事	緒 方 義 一	上益城群御船町大字陣 2015 番地 1

熊本県公告第 364 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 4 月 28 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
太陽土木株式会社
熊本市花園 7-28-38
代表取締役 田中 進
熊本県知事許可（特-16）第 03651 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
- (1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内における建設業の営業の全部
- (2) 期間
平成 18 年 5 月 12 日から平成 18 年 5 月 26 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
太陽土木株式会社は、平成 15 年 7 月 31 日及び平成 16 年 7 月 31 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第 365 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 4 月 28 日

- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社進興土木
熊本市下硯川町 1146
代表取締役 田中 武
熊本県知事許可（般特-14）第 02158 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内における建設業の営業の全部
(2) 期間
平成 18 年 5 月 12 日から平成 18 年 5 月 26 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社進興土木は、平成 15 年 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第 366 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 4 月 28 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社嶋建
熊本市花園 5-24-54
代表取締役 金房 謙二
熊本県知事許可（特-13）第 11012 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内における建設業の営業の全部
(2) 期間
平成 18 年 5 月 12 日から平成 18 年 5 月 26 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社嶋建は、平成 15 年 5 月 31 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第 367 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 4 月 28 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
株式会社金崎産業
熊本市島崎 6-7-7
代表取締役 金崎 眞寿恵
熊本県知事許可（特-17）第 00226 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内における建設業の営業の全部
(2) 期間
平成 18 年 5 月 12 日から平成 18 年 5 月 26 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社金崎産業は、平成 16 年 9 月 30 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当

すると認められる。

熊本県公告第 368 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定による処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 18 年 4 月 28 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
森都建設株式会社
熊本市良町 5-25-8
代表取締役 黒木 幸広
熊本県知事許可（特-15）第 15530 号
- 3 処分の内容
建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令
(1) 停止を命ずる営業の範囲
熊本県内における建設業の営業の全部
(2) 期間
平成 18 年 5 月 12 日から平成 18 年 5 月 26 日までの 15 日間
- 4 処分の原因となった事実
森都建設株式会社は、平成 15 年 5 月 31 日を審査基準日とする経営事項審査において、虚偽の申請をし、その申請に基づき得た経営事項審査結果通知書をもって、公共工事の発注者に対し工事入札参加資格申請を行った。
このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号（請負契約に関する不誠実な行為）に該当すると認められる。

熊本県公告第 369 号

県営大津北部地区（1 工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 5 月 11 日から
平成 18 年 6 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 大津町役場及び菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 370 号

県営赤北地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧の期間 平成 18 年 5 月 11 日から
平成 18 年 6 月 7 日まで
- 2 縦覧の場所 菊池市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 清算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第 371 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務委託の名称
公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設に関する基本構想策定業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 18 年 9 月 29 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場建設に関する基本構想策定業務委託に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 14 年熊本県告示第 516 号）による審査のうえ、有資格者として営業種目「環境アセスメント関係調査業務」に登録された者のうち、業務委託契約等に係る入札参加資格審査要領（平成 14 年熊本県告示第 517 号）に基づく格付け区分が A 又は B であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、(4) に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
 - (2) 九州内に本社、支社又は営業所を有すること。
 - (3) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和 52 年総理府・厚生省令第 1 号）の平成 10 年度改正（平成 10 年 6 月 17 日施行）以降の基準等に基づき、都道府県又は都道府県が出資する法人が整備する産業廃棄物管理型最終処分場における基本構想策定業務、環境アセスメント調査業務及び建設候補地適地調査業務のうちいずれかの委託を受けた実績があること。
 - (4) (1) の入札参加資格を得るための申請方法等
 - ア 申請の方法
(1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(4) のイの場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - イ 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581
 - ウ 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 5 月 10 日（水）から平成 18 年 5 月 17 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 - (1) 提出期間
平成 18 年 5 月 10 日（水）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
 - (2) 申請書の配布及び提出先
4 に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参又は平成 18 年 5 月 19 日（金）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁新館 5F）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2277
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所

- ア 交付期間
平成 18 年 5 月 10 日（水）から平成 18 年 5 月 19 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 5 月 15 日（月） 午後 1 時 30 分
- イ 場所
熊本県庁新館 5 階北側会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 5 月 25 日（木） 午後 1 時 30 分
- イ 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下 1 階）
- (5) 入札書の提出方法
5 の（4）のイ記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき

(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 372 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字東原 4414 番 16、同 4414 番 17、同 4414 番 215、同 4414 番 216 の一部、同 4408 番の一部、同 4409 番の一部、同 4414 番 87 の一部、同 4414 番 94 の一部、同御代志字平ノ窪 2091 番 129、同 2091 番 172、同 2091 番 173、同 2091 番 174、同 2091 番 175、同 2091 番 176、同 2091 番 177、同 2091 番 178、同 2091 番 179 及び同 2091 番 209
12,393.70 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山鹿市鹿本町来民 495 番の 1
医療法人 慈愛会

登載依頼**熊本県環境影響評価審査会公告第 1 号**

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のように開催する。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県環境影響評価審査会会長 木 田 建 次

- 1 開催日時
平成 18 年 5 月 17 日（水）
午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園 28-51
熊本テルサ 2 階「りんどう・つばき」
- 3 審議内容
(1) 「有限会社野オー・エス収集センター産業廃棄物管理型最終処分場の拡張事業」
環境影響評価方法書について
(2) 計画段階環境影響評価制度について
(3) 熊本県環境影響評価技術指針の一部改正について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県環境生活部環境政策課環境審査班
電話 096-383-1111

熊本県国民保護協議会公告第 1 号

熊本県国民保護協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県国民保護協議会長 潮 谷 義 子

- 1 開催日時
平成 18 年 5 月 18 日（木）
午前 11 時から午前 11 時 45 分まで
- 2 開催場所
熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
審議事項 (1) 熊本県国民保護計画の変更について
(2) 市町村国民保護モデル計画（熊本県版）について
報告事項 避難施設の指定について
- 4 傍聴人の定員
20 人
- 5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県総務部危機管理・防災消防総室
 (電話 096-333-2112)

熊本県防災会議公告第 1 号
熊本県石油コンビナート等防災本部公告第 1 号
熊本県水防協議会公告第 1 号

熊本県防災会議、熊本県石油コンビナート等防災本部及び熊本県水防協議会の合同会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。

平成 18 年 5 月 10 日

熊本県防災会議会長	潮	谷	義	子
熊本県石油コンビナート等防災本部本部長	潮	谷	義	子
熊本県水防協議会会長	潮	谷	義	子

- 1 開催日時
 平成 18 年 5 月 18 日 (木)
 午前 10 時から午前 10 時 50 分まで
- 2 開催場所
 熊本県庁地下大会議室
- 3 内容
 審議事項 (1) 熊本県地域防災計画修正案について
 (2) 熊本県石油コンビナート等防災計画修正案について
 (3) 熊本県水防計画修正案について
 報告事項 防災関係機関の防災関連事業等の取り組みについて
 平成 18 年度の梅雨期の見通しについて
- 4 傍聴人の定員
 20 人
- 5 傍聴手続
 (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、会議の会長の許可を受けたうえで、会議の会場に入ることができる。
 (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 熊本県防災会議事務局 (熊本県総務部危機管理・防災消防総室)
 (電話 096-333-2115)

